

新潟市民病院行政財産目的外使用料規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 5 日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第 1 号

新潟市民病院行政財産目的外使用料規程の一部を改正する規程

新潟市民病院行政財産目的外使用料規程（平成 2 0 年新潟市民病院管理規程第 3 1 号）

の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 4 中「評価した額」を「決定した前年度の評価額とし」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。